

議案第 25 号

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を見直すため、条例の一部を改正するものです。

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白井市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る白井市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第25号資料

○白井市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
<p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p>
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)